

(制度名 登録講習機関による建築物調査講習)

(1) 登録の基準

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

(登録の基準)

第 76 条の 12 国土交通大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律制度及び実務に関する科目について建築物調査講習の業務を実施するものであること。
- 二 前号の建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する実務に関する科目にあつては、次の各号のいずれかに該当する者が講師として建築物調査講習の業務に従事するものであること。
 - イ 第 76 条の 9 の調査員として三年以上の実務の経験を有する者
 - ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録講習機関が建築物調査講習の業務を行う事業所の所在地

(調査員)

第 76 条の 9 登録建築物調査機関は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士若しくは建築基準法第 5 条第 1 項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（以下「一級建築士等」という。）であつて、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習（次節及び第 93 条第 2 号において「建築物調査講習」という。）の課程を修了したもののうちから、調査員を選任しなければならない。

(2) 指定・登録等を受けた法人

登録番号	登録年月日	登録講習機関名	代表者名	登録講習機関住所	講習業務を行う事業所の所在地	指定の理由
1	平成 21 年 4 月 15 日 平成 24 年 4 月 15 日更新	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構	理事長 村上周三	東京都千代田区麹町 3 丁目 5 番地 1	東京都千代田区麹町 3 丁目 5 番地 1	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 76 条の 12 に基づく基準に適合しているため
2	平成 21 年 5 月 20 日 平成 24 年 5 月 20 日更新	ビューローベリタスジャパン株式会社	代表取締役 佐々木泰介	神奈川県横浜市中区山下町 1 番地	東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 8 番地	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 76 条の 12 に基づく基準に適合しているため

(3) 指定・登録等の基準に対するよくある問い合わせと回答

特になし